

議 長 引き続き一般質問を行います。受付番号第2号、井上栄一君の一般質問を許します。登壇願います。

3 番 井 上 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第2号、質問議員、第3番 井上栄一。件名、松田町の災害への対応について。

要旨。近年、地震や洪水、局地的大雨による土砂災害、台風などによる河川の洪水災害などの大規模災害が相次いで発生をしています。本年だけでも大阪府北部地震や、北海道胆振東部地震や、広島・岡山県の7月豪雨災害などが起きました。また、本年も9月2日に各自治会の防災組織が参加し、松田町防災訓練が行われました。そこで、松田町の災害に対する対応は、いざ災害が起きたとき、災害発生後の住民等の避難や応急仮設住宅等に対応できるものなのか、お伺いをいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

町 長 それでは、井上議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

松田町は平野部と山間部がありまして、その中を酒匂川、川音川、寄には中津川が流れております。それゆえ、災害に関しましては、洪水、河川の氾濫と土砂災害の危険性がある地域に位置づけられております。これら災害の規模に関しましては、神奈川県調査で指摘をされ、本年8月に新たな洪水・浸水想定区域図が示されたところでもございます。

さて、広島・岡山の豪雨による災害では多くの方々が犠牲になりましたが、改めて洪水から身を守るためには、上流域の雨量と河川水位の情報が避難情報を出す判断を行う上で大切であり、信頼のおける情報を得ていくことが大切であるというふうに認識したところでもございます。また、土砂災害から身を守るためには、大雨が予想される場合は、建物の2階や崖の反対側に移動しておく対策が効果的であり、土砂災害ハザードマップや洪水ハザードマップを日ごろから意識して家の壁や冷蔵庫等に張るなど、いつでも確認できるようにしていただきたいというふうに考えているところでございます。

洪水ハザードマップは、酒匂川と川音川の浸水想定区域と避難所等を示したもので、平成27年3月に作成したものでございます。今回神奈川県が発表した想定最大規模の浸水想定区域については、24時間雨量347ミリという大雨の場

合を想定してシミュレーションした浸水地域を示しております。また、土砂災害ハザードマップは、土砂災害警戒区域と避難所等を示したもので、平成30年3月に作成したものであります。松田町の調査では、土石流58カ所、崖崩れ44カ所が表示されています。土砂災害警戒情報は、神奈川県と気象庁が共同で発表する防災情報により判断しておりますが、早めの避難が鉄則でございます。台風等の風水害に関しましては、あらかじめの台風の強さの度合いが想定できますので、早めの避難開始を町民に周知し、二次災害に及ばないよう対策を講じてまいります。

このような中、御質問にありますように、ことし9月に実施いたしました自治会単位の防災訓練では、これまで配布した土砂災害ハザードマップや洪水ハザードマップをもとに、それぞれ自治会単位でさまざまな訓練を実施していただきました。ことしの防災訓練では、総数1,805名の町民に参加をいただきました。あいにくの雨の影響で訓練を中止した自治会もあり、昨年度から約800名ほど減少いたしました。中止した自治会も役員のみで参集訓練を実施し、町との情報伝達訓練を実施をしていただきました。昨今のゲリラ豪雨、台風等によって、大規模な土砂災害や河川の氾濫等の状況を見ますと、避難行動や町からの情報提供等、訓練内容を見直す機会かというふうにも思っておりますので、来年度の自主防災会訓練については、災害想定を統一化して、訓練内容も自治会の自主性を重んじながら、一つには広域避難場所への実際に歩いて確認するなど、統一的な訓練ができるよう検討してまいりたいというふうに考えてもおります。

御質問にあります住民等の避難に関しましては、まずは職員の災害組織体制でございますが、地域防災計画に水害、地震に対する配備体制が決められており、台風接近、大雨による被害想定による事前準備から初動体制、警戒体制、非常体制と3段階の配備を災害の規模に応じて参集するよう定めております。私を本部長とした幹部職員からなる災害対策本部を設置し、被害状況の把握から、関係機関との連携を通じて被害者の救出等を最優先に行動することとなります。住民の避難に関しましては、今回県が発表した洪水浸水想定区域図による広域的な被害を想定した場合に、町として広域の避難場所として指定してい

る場所が機能するのか、町民の避難誘導ができるのかといったことが危惧されますので、被害の規模にもよるところではありますが、最大規模の災害が発生した状況を想定して、避難所の場所等について選定していかなければならないというふうにも考えております。神奈川県が今回発表した川音川、中津川の洪水、氾濫による広域的な被害想定図をもとに、現行の広域避難所の変更も視野に入れながら対応していきたいというふうに考えております。

現在、2市8町で構成される県西部広域行政協議会の防災部会において、広域的な議題として協議をし始めました。喫緊の課題といたしましては、市町の境界の避難所の共有化として、広域行政圏単位での支援協定の検討を行ってまいります。広域的な協議が調い次第、平成31年度には新たなハザードマップを作成するとともに、住民一人ひとりがみずからの行動を確認する、また、自立的な避難行動ができるよう、マップに書き込みができるマイマップという、仮称ですけれども、のようなハザードマップにしていきたいというふうに考えております。このハザードマップをもって各自治会に十分な説明をしていきたいというふうにしてまいります。

また、応急施設、住宅等への対応ということでございますが、仮に広域避難場所となると、幼稚園、学校のグラウンドということになりますが、洪水については浸水想定区域にもなる場所もありますので、災害による被害の状況を判断した中で、仮設住宅設置も検討していかなければならないと考えておりますが、現段階では、仮設住宅建設については神奈川県また近隣市町を含め広域的な連携が必要でありますので、県西部広域行政協議会防災部会に課題として提案し、協議してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

3 番 井 上 それでは再質問をさせていただきます。まず、防災訓練の関係ですけれども、今、町長のほうで答弁をいただきまして、本年の9月に行われました防災訓練ですね。これは、全体では1,805人ということですが、自主防災会ですね、いわゆる住民の参加というのは1,596名ということでお聞きしております。ことはですね、雨の関係、降雨の関係もありまして、去年は2,450人で、ことはですね、住民としては1,596人というふうな参加があったということです。

訓練内容についてですね、お伺いしますけれども、ことしだけでなくですね、この二、三年の中で、毎年9月で、地震が発災をしたという想定のもと訓練が行われてきたと思いますけれども、その内容として、訓練内容としてはですね、実際に災害が起きたとして事前に計画された訓練だったのか。それとも、今までですね、もう5年、10年続けてきた内容をですね、踏襲したような訓練だったのか、その点をまず1点目としてお伺いをいたします。

総務課長 自主防災会の訓練の内容でございますけれども、災害のですね、地震の想定をした中で、神奈川県西部地震、地震の規模を想定した中で、その地震が発災した場合に自治会でのそれぞれが避難したところで行われる訓練ということで行ってもらっております。自治会によってはそれぞれ事前にですね、役場のほうに訓練内容を報告していただくんですが、基本的には、消火訓練から始まり、炊き出し、それからろ水機の使い方、発電機、そういったものの取り扱い訓練、そういったものが主なものになってございます。ですので、あくまでその避難所のほうに、地域集会施設の避難所のほうに避難してきた住民たちの方が取り組んでいくべき訓練ということで、今現在、これもですね、被害想定については、その年ごとによってですね、規模を変えておりますけれども、基本的には地震災害というところでここ数年は来ているというような状況でございます。

3番井上 その内容でですね、地震を想定した上での訓練で、消火訓練とか炊き出し、ろ水機ですね、こういった訓練を行っている。例えば、ろ水機の訓練というのは、私も今回参加をしました河内自治会等ではですね、実際にもうろ水機はですね、使わない、使っていない。なぜかというとはですね、今、ペットボトルがあつて、町のほうも防災計画とかですね、あとハザードマップ等にも書いてあったかなと思うんですけども、やはり1人1日3リットル程度ですか、その3日間、それ、3日間を過ぎればですね、いろんな援助物資が来るのではないかと想定の中でやっています。なかなか地震を想定した訓練というのは、消火訓練というのも必要ですけれども、それはですね、かなりその時間帯によって火災が起きるのではないかなというふうに思います。今回はですね、9月に行った訓練というのは、時間としては8時にですね、発災をしたという訓練内容であればですね、なかなか、火災が発生したのでそれを消火しなければい

けないというふうに考えていられるのか。

まず地震を想定した訓練をここ二、三年で行っているということですが、その想定、県の地震の被害想定に対応してやるのであればですね、じゃあ地震が起きたときに何が一番大切なのかということですね、やはりその倒壊または半倒壊した家屋からですね、やっぱり避難所へ移るということが訓練内容としては必要ではないかなというふうに思います。その辺をどういうふうに町としてはですね、実際には、住民が参加する訓練としては、各地区のですね、各自治会ごとの自主防災会に任せてあるということですがけれども、そのところを町は地震を想定した訓練内容に沿う防災訓練の計画だったのかどうか、そのところをどういうふうに考えているのかというのをお聞きしたいと思います。

総 務 課 長 先ほど答弁させていただきましたけれども、ここ数年は地震ということを想定した中で、各自主防災会の自主性を重んじながら、その訓練を行っていたというところがございます。確かに、今、井上議員がおっしゃられるように、地震が発生したのであれば、避難所へ避難するというようなところの訓練ということもございましたので、先ほど町長のほうの答弁もございましたとおり、昨今ですね、風水害が多い、こういう水害が多い状況がありますので、来年についてはですね、その辺は統一的な広域避難場所へ移動するような、実際に歩いて移動するような避難訓練も必要なのかなというふうなところも考えましてですね、来年は少し変えていきたいというふうには考えてございます。

地震の場合の、最初に、先ほど井上議員がおっしゃられたように、地震が発生した場合に避難所に避難するというのではなくて、まずは自分の身を確認する、家族の安否を確認する、建物の被害状況がどうなのか、また周りで火災が起きていないのかどうかといった確認をした中で、一時的にまず広場なり公園なりに集まっていただくというのが基本だと思っています。いきなり避難所というわけにはいかないと思いますので。その後ですね、やはり集まった集団の中で、場合によっては広域の避難場所、広域の避難場所ということは幼稚園、学校のグラウンドということになると思います。そういう状況の中で、やはり町が災害対策本部を設置した中で避難所の開設を行っていくと。そこが指定された避難場所であれば、例えば小学校の体育館とか中学校の体育館を避難所に

指定した場合には、そこに避難していただくというような形になろうかと思えます。そんなような流れの中で、やはり最初にですね、やはり災害が発生したときには、その広域避難場所、または集まる場所、そういったところをやっばり指定していただくような訓練も今後は必要ではないかなというふうなところで今考えているところでございます。

3 番 井 上 ありがとうございます。そうですね、まず地震の災害がですね、突如としてですね、起きると。ほかの台風とか豪雨、大雨等の災害とは違うですね、突発的な事象だということで、まず自分の、まず最初に自分の身を守る訓練が必要だということで、そういった部分はですね、また来年度以降もですね、踏襲をしていただきたいというふうに思います。

町のほうの地域防災計画がございます。その中で自治会・自主防災会の役割というものがあります。町民・自主防災組織の役割の中でですね、「皆の地域は皆で守る」という「近助」「共助」の観点から、自主防災組織の活動へ積極的な参画・運営に努める。3、防災訓練は、防災に関する研修等に積極的に参加し、修得した防災に関する知識・技能等を災害発生時に発揮できるように努める。4、災害が発生した場合には、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当に努めるとともに、避難に当たっては冷静かつ積極的に行動するように努めるというふうに町の地域防災計画の中で記載をしております。

防災訓練というのは、自主防災組織がこの計画の中身をですね、自主的に訓練や役割を決めるという定義をしています。地域住民の生命等が脅かされる災害、地震、台風、洪水、土石流、そういった災害に対して、町はですね、今回の防災訓練等を見ました。私は全部ですね、各地区の防災会の訓練を見たわけではありませんけれども、そこでですね、ほとんど自主防災組織が訓練内容を決めていただいて、それを町のほうに報告してですね、9月の2日で一斉に実施をしているということで、じゃあどういうふうな訓練をするべきなのか。自主防災組織へそういう町が指導とか役割というのをですね、担うという側面を、余りないように見えました。その辺についてのお考えをお伺いをいたします。

総 務 課 長 ありがとうございます。自主防災会の自主訓練につきましては先ほど申し上

げたとおりでございますけれども、やはり今後ですね、やはり高齢化になってまいりますと、やはりお年寄りの方もふえてまいります。移動についてもですね、なかなか自由にですね、歩き回ることもできないような状態になることも想定されますし、そういう方の高齢者が多くなってくるのは、これはもう今後そういうふうなことになるだろうというふうに想定しておりますので、やはりそういう意味では、やはりそういう高齢者の方が避難する状況をどういうふうに改善していく、対応していくのかというようなところがやはり今後課題になってくるのかなというふうに思っています。ですので、今後ですね、先ほど申しましたとおり、まず自分の足で歩いて避難所に行っていただくということを認識していただくということも含め、行政としてですね、そういった高齢者、または要支援者の方々をいかにしてその命を守るかというようなところでですね、少し重きを置いた中で考えていかなきゃいけないかなというふうに考えてございます。

3 番 井 上 ありがとうございます。そういった高齢者、松田町はですね、もう超高齢化といえますか、超高齢社会というふうにその辺をもう実践しているわけです。ですけれども、やはり防災訓練的内容的にですね、町のほうは、神奈川県先のほどの被害想定とかですね、あと浸水区域、洪水区域のですね、ハザードマップ等が示されています。松田町もですね、そういったものが示されています。例えば、その避難所、各、今避難所としてはですね、各地区の自治会の地域集会施設がなっていますけれども、そういったものとそのハザードマップとの関係ですね。あとは、広域避難所もありますけれども、そういった広域避難所と浸水区域との関係ですね、それは当然町は把握をしているわけですね。ただ、その状況の中でですね、単に松田町は今までどおりの防災訓練を行って来ると。やはりそういったハザードマップなり、神奈川県の地震の被害想定、洪水、浸水等の被害想定に対応したですね、指導を各地区の自主防災会にしていかないとですね、例えば、浸水区域とか土石流警戒区域にある避難所にですね、いつも何か起きればそこに住民としてはですね、集まってしまうわけですね。また、例えばそこは当然危ないということで、広域避難所へ行くルートもですね、どういうふうに道、避難路を考えていったらいいのかというところをです

ね、町のほうはハザードマップをこういうふうに公開、渡してありますので、それで行動してくださいというやり方もありますけれども、やはり先ほど総務課長が言われました高齢化、例えば昼間ですね、起きると、若い人たちはほとんど会社勤め等の関係でいない状況の中です、そういった事態が起きた場合にはどうするのか。その辺も含めてですね、町のほうが関与すべきではないかなというところをですね、再度お伺いをいたします。

総 務 課 長 ありがとうございます。今現在、避難所として指定しているのが、地域集会施設を含めまして30カ所ございます。その中でですね、例えば水害、洪水ハザードマップ、または土砂災害ハザードマップの中で見ますと、やはりそこがですね、浸水する地域、または洪水にかかる地域、施設というのがございますので、水害についてかかる施設を除くと16施設に減ります。土砂災害がかかる地域を除きますと避難所としては22カ所が指定できるようになります。これは当然もうそういう施設については、やはり被害の状況にもよりますけれども、指定はできないだろうというふうに考えてございますので、いざその避難所を開設する、運営していくということになれば、やはりそういったところは行政から、要は指定、避難所としてですね、場所を特定していくような形になろうかと思います。

確かにその町の関与という部分なんですが、やはり避難するルート、それから洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップにかかわることでそのルートが変更になってしまうというようなところは、当然今後住民の方に説明していかなければいけない部分です。今回8月に出されましたその浸水地域の指定区域図については、31年度、新たにですね、ハザードマップを作成して、その辺のルートですね、も含めた中でしっかり住民のほうに説明をしていかなきゃいけないかなというふうに思っております。これは先ほど町長から答弁させていただいたとおりでございますので、31年度の中で対応してまいりたいというふうに考えてございます。

3 番 井 上 そういった形で、新しいですね、ハザードマップを31年度に作成をするということであればですね、その辺を含めた中ですね、住民等に周知するとともに、実際のそれぞれの災害に適した避難、避難ルート、避難所の情報等をです

ね、この場合にはこの地区の地域集会施設は使えないのであるので、どちらかの、いずれかの地域集会施設へというふうな情報提供等を含めてですね、行っていただきたいというふうに思っています。

次は、先ほど総務課長のほうからも回答がありましたけれども、松田町ですね、高齢者の状況というのが防災訓練の中では本当に重要なポイントというふうになっているかと思います。町全体ですね、高齢化比率というのはもう30%を超えています。後期高齢者はですね、15%、1,707人というふうに聞いております。また、要援護者、要支援者ですね、災害時の要支援者の登録人数というのは329人というふうに聞いています。これはですね、町全体の人口比率でいくとですね、2.9%、100人に3人ということです。この高齢者ですね、要支援者等に対しては、台風、地震が起きたときにはですね、とりあえずはその被災をした建物の中にいることであれば救出を要するというふうになります。それは誰でも同じかと思いますが、避難準備命令や避難命令がですね、台風のとときとか豪雨が予測されるときは、町がですね、そういった指示を出します。事前にですね、避難準備命令が出されたときにはですね、要支援者の避難というのは、どこへ避難するかということも含めてですね、重要なことだというふうに思います。

ただ、階段とかですね、段差、あとはですね、上り坂、下り坂があった場合に、その要支援者を移動させるのには大変なですね、労力といいますか人数が必要になってくると思います。車椅子で移動するのであってもですね、やはり段差とかですね、階段を使う場合には、3人…4人程度ですね、3人から4人の介助が必要だというふうに思っています。自宅からですね、避難準備命令や避難命令が出たときに、自宅から、先ほどの大雨とか台風のとときの避難ルートというのをまた考えながらですけども、そういったルートを通して避難をしていくにしても、要支援者、また75歳以上の後期高齢者はですね、元気な人は自分で歩いていけるんでしょうけれども、やはり高齢者にはですね、2人ぐらいの付き添いが必要だというふうに私は考えます。

これらのですね、状況で、ここで河内自治会にもですね、籠場地区の町営住宅が新しくでき、今引っ越し等をですね、行っています。そういったところも

踏まえてですね、そうすると河内地区にはかなりそういった高齢者が今までの河内住宅と籠場の新しい住宅に集中をするような状況があります。1つの例なんですけれども、そういった高齢者とかですね、要支援者がいた場合ですね、町はその地域の自主防災会とか近隣の住民に対しては、どういうふうに対応をするのか。町のほうからですね、そういったときには、避難準備命令が出たときにはですね、応援の隊員…隊員といいますか職員が出る、出せるのか。それは、それともそれはもうその地域の自治会にお任せをするのか、近隣の住民にお任せをするのか、その辺の考えをお伺いをしたいと思います。

総務課長　　今御質問にあります高齢者または要支援者の避難の誘導についてどうするかということなんですけれども、基本的にはですね、町としてはその要支援者、登録されている方の数とですね、あとは高齢者の割合等々は十分周知しておりますけれども、やはりいざその災害が発生したときに、第一義的に避難を手助けしていただけるというのは、やはり自治会の中でやっていただくことになろうかなというふうに思っています。あとはですね、やはりそういう方々をじゃあ実際にその、いろいろなその体の状態があると思いますので、場合によっては担がなければいけないというような状態もあるでしょうし、本当に付き添いが3人、4人必要になるという話になってきますと、やはり町の職員だけでは、これは対応し切れない状態になると思います。ですので、やはり先ほど申しましたように、自治会の方々に、その要支援者または高齢者の方々が一番よく承知されているところでありますので、そこにやはり協力をお願いし、情報はですね、行政からやはり出して、その辺と協力しながら、自治会と協力しながら、いざというときの対応策をですね、マニュアル化すると申しましょるか、ルールをですね、決めておくことが必要ではなかろうかというふうに考えていますので、行政だけでは当然避難をさせるということは不可能な部分もございますので、自治会と協力体制をとっていきたいというふうに思っております。

3番井上　　ありがとうございます。そうですね、町職員だけではですね、当然できない。329人の要支援者、そのうち3分の1がですね、避難をしなければいけないときで、そこだけでもう、100人でも3分の1、100人でも3人必要であれば300人が必要だということで、やはりその辺はですね、それぞれの各地区ごとの要

支援者の人数等も把握をされていると思います。自治会にですね、全部お任せというわけにもですね、いけないと思います。まずは、そういったルールを今つくるというふうな回答があったということでですね、ぜひそのルールをですね、近々、災害はいつ来るかわからないということを念頭に置きまして、本当にですね、早急につくっていただいてですね、自治会と調整をしていただくことをお願いをしたいというふうに思います。

先ほどのハザードマップの関係で、地震災害がですね、一番被害が大きく起きるのではないかなというふうに考えています。さまざまなハザードマップが、平成30年からも新しいハザードマップが県からも示されていると先ほど回答がございました。地震災害にはですね、県のほうも想定をですね、都心南部の直下地震、三浦半島断層群の地震、この辺を震源とする神奈川県西部地震、あと東海地震、南海トラフの巨大地震、あと大正型のですね、大正に発生しました関東大地震、あと相模トラフ沿いの地震など、市区町村別の被害想定、倒壊件数、死亡者数、重傷者数、中傷者数等々のですね、被害想定が示されています。もちろんこれらの被害状況、被害想定のうち、松田町の部分というのは当然松田町も把握をされていると思いますが、先ほどの本年度の防災訓練の中に含めましてもですね、これらをですね、状況を各自治会、自主防災組織に町のほうが知らせているのか。例えば、町全体では何人ぐらいの死亡者とかですね、重傷者、家屋倒壊、半倒壊が起きていて、地震ですから、ある程度それをもう各自治会にですね、案分すれば、自治会ごとの被害人数、避難者数等はですね、出ていると思います。それらをですね、町のほうから知らせて防災訓練を行うことで、どういう物資がですね、必要になるのか。その各自主防災組織で備蓄の飲料水、水とかですね、非常食。最近は非常食でなくてもかなりですね、一般的な食料も保存年限が長いものがありますのでね、そういった食料も対応されている自治会もあるというふうに思います。ただ、それをどういうふうにですね、数を調整するのかについては、やはり町のほうからそういった被害想定、町全体ではこれだけありますよと、それを各自治会の世帯数とかですね、各自治会ごとの人口で案分するとこれだけのものが必要になるのではないかなというような情報提供をした上で、そういった防災対策に各自治会の自主防災会是对

応していくことが一番効率的ではないのかなというふうに考えますけれども、
そういった情報提供についてはどうなのか、お伺いをいたします。

総務課長　まず、被害想定ですね、総論といたしましては、町全体としてですね、情報提供ということですね、地震の種類ごとにどういった死者が出て、どのぐらいの避難者が出てというようなところまでの各自治会ごとにですね、そういった情報は、提供は今現在しておりません。そういう中で、町のほうである程度のその地震を想定した中で訓練等を実施しているわけですが、そういった中でですね、先ほど井上議員からおっしゃられた地震の種類というところで、町としてその備蓄品をどういうふうにそろえるかというところで行きますと、やはり最大規模ですね、地震が発生したときに神奈川県の方で想定している被害状況、これによりますと、やはり避難者が一番多いところで8,240人の避難者が出るであろうという被害想定をされています。一応ここですね、基準にということなんですが、ただ、この災害規模の地震というのは相模トラフ沿いの最大クラス地震ということで、マグニチュード9ですね、神奈川県が震度7というところで、全体的に、神奈川県全体で相当の被害が出るだろうということなんですが、ただ、これは30年以内にこの地震が発生するのがほぼ0%。ですので、国が被害想定も余りできていないような状態の中で、そうであろうという被害想定は今推定です。ただ、これが一番大きな被害想定になりますので、町としてはこの辺の人数を基準にですね、備蓄品をそろえたりですとか、あとは避難所の確保をしたりだとかというところで計画を立てて行っているところです。

備蓄品については、全体のその被害想定を含めた中で、約7,000人の被害想定として町としては備蓄品を整備してございます。そういう中でですね、今現在、食料の備蓄としては、毎年度食料と水ですね、これについては毎年度、保存期間の年限もございますけれども、更新しながらですね、新たに追加して購入しているような状況で、今現在、主食の部分としてはですね、1万5,282食を保存してございます。水については4,066本、これは500ミリリットルですので、これを今備蓄しているというところで、保存年限が切れれば廃棄ということになるんですが、それを追加しながら徐々にふやしていくというようなこと

ろで、今言った7,000人を基準に備蓄をさせていただいているというところ
です。

あと、先ほど御質問にありました自治会ごとのですね、やはりそういった備
蓄品、または被害想定、自治会ごとのですね、死亡者、それから支援人数…支
援人数はわかりますけれども、亡くなられる方ですとか、そういった被害の想
定の部分までは細かく出てませんので、それは町全体として捉えさせていた
きたいというふうに考えてございますが、先ほど申しましたとおり、31年度、
洪水のハザードマップを新たに作成した中でですね、そういった備蓄品の計画
も含めた中でルールづくりも含めてですね、先ほど申したルールづくりも含め
て住民のほうに説明会を設けていきたいというふうに考えてございます。

3 番 井 上 ありがとうございます。町のほうはある程度ですね、こういった地震想定の中
で7,000人規模でですね、食料とか飲料水をですね、備蓄をされているとい
うことは了解ができました。ぜひですね、全体の被害想定でいいのかもしれま
せん。また、その自治会のほうの要望としては、じゃあ自分の自治会はどれだ
けの被害想定、避難者数が発生するののかということ、どうしてもそれは欲し
がるというふうに思いますので、そういった全体のですね、想定をですね、や
はり自治会のほうへですね、情報提供をしていただき、あとはですね、町と自
治会、自主防災会とですね、じゃあどういふふうな対応が必要なのか、備蓄品
が必要なのかというふうになるかというふうに思いますので、ぜひそういった
情報提供をですね、していただくことを要望をします。

そういったものを含めまして、松田町は、先ほど町長の答弁の中で、本当に
地形的にもですね、もう地震も今、断層は余り危険性がない断層になったとい
うふうな情報はありますけれども、国府津から山北に抜ける断層もあります。
地形的にも山林、山、山間部があります。いつ来てもおかしくない状況である
と思います。自主防災組織にですね、全部任せるのではなく、やはり先ほどの
被害想定を自主防災会に提供をしていただくということで、実際にです
ね、自主防災がそういう避難計画なり防災計画というのを個々でですね、つく
っていかないと、先ほどのそれぞれのハザードマップの状況の中で、A自治会
はじゃあこういうふうな地震の災害、洪水の災害、浸水の災害があればですね、

こういうふうここに避難をするんだ、ここのA自治会の避難所は浸水区域で使えないので、別の広域避難所なり別の避難所を使うんだ。そういったですね、避難をするときの避難計画、防災計画、避難計画ですね。また、その地区の地域集会施設が避難所となるところではですね、実際にそこで避難をされる場合を想定したですね、避難所運営マニュアルというものがそれぞれの地区ごとにですね、つくっていかなければいけないというふうに思います。

いざ災害が起きてから、避難準備命令が出てから、じゃあどうするのかということ、今回、ことしもですね、避難準備ということで避難所が開設されたというふうに聞いてますけれども、じゃあ実際にその自治会、その担当、該当する自治会、自主防災会ではどういうふうに対応するのかということ、できるだけ早くそういった情報提供をして、全部自主防災会でつくってくださいというハードルがなかなか高いと思います。ぜひ町のほうでですね、例えば、1つとか2つのモデル自治会みたいなものをつくって、そこでこういうふうな地区の防災計画、避難計画、避難所運営マニュアルをですね、つくったものを提示することによって、各地区でですね、じゃあうちは、うちの自治会はこういうふうにつくろう、私たちの自治会はじゃあこういうふうにつくろうというふうな方向へ進むことが必要だというふうに思いますので、これは要望になりますけれども、そういった情報提供をもとに各地区の計画をつくる手助けを町のほうでですね、ぜひ行っていただきたいというふうに思います。

また、その避難所の施設の関係でありますけれども、現在ですね、町のほうの、ちょっと床面積の大きい避難所としては体育館が挙げられると思います。そういった体育館としては、町立のですね、体育館、松田中学校の体育館、松田小学校の体育館で、寄中の体育館というですね、4カ所があると思います。この中でですね、先ほど新しいハザードマップを31年に示されるということですが、今現在わかっている中でですね、これらの体育館をですね、災害の、それぞれの災害、地震の災害、あとは台風とか豪雨による浸水の災害、土石流の災害があると思います。それぞれの3つの災害の中で、体育館というのは全てですね、4カ所については、その施設が使えるのかどうなのか。使えない場合にはどういうふうな、町のほうは考えているのか。とりあえずその体育

館についてですね、お伺いをしたいと思います。

総務課長 体育館の避難所としての機能の部分ですけれども、災害の種類によって、その水害、地震、土砂災害を含めてですね、その施設によっては、要は浸水する地域がございますので、例えば、水害の部分でいって、洪水の部分でいきますと、松田中学校の体育館は1階の部分が浸水する想定でございます。ですので、2階ではありますけれども、そこに避難するのは不可能であろうかというふうに考えますし、そのほかですね、例えば地震は規模によりますので、その建物の状況を検査しないと使えるかどうかというのは判断しづらい部分があるんですが、今申しましたように、水害の部分でいけば、松田中学校の体育館はちょっと使用不能という形になろうかと思います。それから、あと松田幼稚園についてもですね…体育館ですね、失礼しました。体育館の関係ですので、そうすると一応そこが…あと町の体育館もそうですね。水害の場合には町の体育館のほうもやはり越水してきますので、その部分でやはり避難はできないだろうという判断の中で、町の体育館についても避難所としては開設できないというようなところでなろうかと思います。

3 番 井 上 松中の体育館、町立の体育館はですね、水害時はだめと。あとは、地震が起きたときには、その後の耐震診断の結果次第によるという回答だというふうに思います。先ほどですね、備蓄の回答の中で、地震のときはですね、7,000人の規模でですね、備蓄については想定をしているということですが、避難についてもですね、大分7,000人規模の、例えば県の想定ですと、大正型の関東地震では、避難者数は7,390人という県のほうの被害想定があります。そういったその体育館等の部分と、あと各自治会の地域集会施設が避難所とされていますけれども、これらを考えた場合もですね、例えば全て今の体育館のほうで地震の後の耐震診断がパスをしてもですね、7,000人規模の避難者を全て収容できないのではないかなというふうに考えますけれども、その辺の町の考えを端的にお願いいたします。

総務課長 町の避難所としての収容人数の関係かと思います。今申されましたその地震の関係で7,390人という数字が出ましたけれども、先ほど冒頭申しました相模トラフ沿いの最大クラス地震については、2,000年、3,000年周期の地震ですの

で、30年以降ですね、以内に発生する確率はほぼ0%と申し上げました。これが一番地震としては大きい規模の地震になりますので、その人数で町としてはやはり7,000人規模の避難者が出るだろうという想定の中で備蓄品も含めてやっているわけでございます。

一番可能性のある地震として、可能性のあるといいますか、30年以内に確率としては高い発生率を持っているのが都心南部直下型地震と神奈川西部地震でございます。これの被害想定でまいりますと、都心南部直下型地震でいきますと、避難者としての想定人数は120人でございます。また、神奈川県西部地震、これにつきましても230人という被害想定、避難者の被害想定ということでございます。これは震源が違うのでやはりその震度ですね、部分が5弱から5強程度の震度が発生するだろう、地震が発生するだろうという想定の中ですので、被害想定が低いのかなというふうに思っておりますが、やはり大きい地震をやはり想定した中で考えますと、町としてはやはり7,000人。その中で、先ほど申しました施設の収容人員、地域防災計画の中にも出ておりますけれども、そこで今見直しをしております、各施設ですね、床の面積を再度調査いたしましたところ、6,268名、これは水害とかですね、地震の規模、種類は別にしてですね、施設として受け入れられる数が6,268名まではしっかりと確保できるというところで、先ほど申しました30カ所の避難所でございます。そこにできるというと、7,000人という想定の中ですが、一応この6,268人の中で対応できればというふうに町としては確保しているところでございます。

3 番 井 上 ありがとうございます。6,268名を収容できるというふうな想定をされているということだと思います。ただですね、ことし起きた災害ですね、テレビ等の報道で見るとですね、最近の避難所というのは、今までのですね、本当に体育館の床にビニールシートを敷いてですね、そこに雑魚寝状態だということというのはほとんどないかなと思います。また、国際赤十字がですね、そういった避難所に対して最低基準、スフィア基準というものがあります。それらはですね、やはり世帯ごとに十分覆いのある区画をされた生活空間、段ボールとかですね、カーテン等で仕切りをされていると。1人当たりですね、やはり1坪程度の面積が必要である。また、最適な快適温度とか換気がですね、必

要だと。トイレの数もですね、20人に1つ、男女別々で使える。そういったスフィア基準というのがあります。そういったものがないとですね、せっかく災害で助かった命も、その災害関連死で亡くなる人を防ぐためにもですね、そういった基準を町としても考慮をするべきではないかなというふうに思います。

今ですね、松田小学校の整備事業が始まろうとしています。ぜひですね、その整備事業の中にもですね、そういった複合的な機能として体育館を当然整備をされるというふうに思いますけれども、その辺を含めた中でですね、松田町の避難所の施設、環境というのを備えた内容を含めた新しい校舎等のですね、整備についてどういうふうに考えているのか。また、なかなか小学校でそういった部分を含めるとですね、やはり建設費用、整備費用が高額になるというふうな考え方もあります。ほかの形の中で、今総合計画の策定中でもあります。ぜひその総合計画の中でもですね、複合的な機能を持たせた、ふだんは、例えば、公園施設とかですね、運動施設の整備の中で、複合的にそういう避難所の機能を持たせる施設をつくるというふうなことをですね、要望したいというふうに思いますのでですね、今後の避難所、複合的な機能を持つ、避難所としての機能を持つ施設の整備等を総合計画の中で町長はどのようにお考えになるかということですね、最後にお聞きをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

総務課長 はい、ありがとうございます。まずこの自治会ごとのですね、避難計画、防災計画、それから避難所運営マニュアルについては、早急にそのマニュアルづくりについて取り組んでいきたいと思っておりますし、モデル自治会、本当に、手を挙げていただける自治会があればそこと一緒に協力してですね、早くつくらなきゃいけないかなというふうに思っておりますので、この辺はよろしくお願いいたします。

それとあと教育施設の松田小学校の部分ですが、そこについてはですね、スフィア基準というのがあるようで、1人当たりの床面積3.5平米というような基準もあるようでございますので、せっかく新しくつくるところですので、そういった避難所、防災機能も兼ね備えた機能的に使えるような施設になればいいかなというふうに思いますので、その辺は教育委員会のほうとですね、よく

相談しながら協議していきたいというふうに思っております。

町

長 御質問ありがとうございます。ちょっと今の質問の前に、一つちょっと引っかかっていることがあって、どういうことかという、あの籠場の住宅がひょっとして地域の方々にとって、もしかしてと思うんですけども、またあっちゃいけないとは思うんですけども、迷惑施設みたいな形になってませんよねというところですね。確かに御高齢の方々がちょっと集約ということで来てはいて、その民生委員の方々、もしくは地域の方々に、ちょっとひとときのこの御負担といった部分については、自治会に行かせてもらったときもそういうお言葉をいただいたのは確かです。ですので、町に対してそういうふうに、どういうふうにする予定かという話も聞かせてもらって、それなりに対応するようなことで今、話をいろいろ調整させてもらっているのかなとは思ってはいますけども、非常にそういった観点があるかと思うんですけども、やはり住まれている方も、やっぱり人権もありますしね、やっぱりいろんなことを考えると、ぜひともそういうふうに思ってもらう…地域の方々にですね、そういうふうに思ってもらえないような、もし思ってもらっちゃう方がいらっちゃうとすればですね、そういうふうに思ってもらえないような格好で町もですね、サポートしていきたいというふうにも考えてますし、あそこは、今はちょっと高齢化率が逆に高いような町営住宅になってますけども、今後命の順繰りといいいましようかね、世代交代するときには、若い方々も普通に住める場所として設計といいいましようか、計画をしておりますから、徐々にあそこに若い人たちがふえてくると、地域にもっと活性化といいいましようかね、子供の声が聞こえるというか、そういった場所になってくれるというのを期待をしておりますので、やっぱりこういったのはいろんな人たちと一緒に支えていくといいいましようかね、そういった気持ちで我々もそうですけども、地域の方々と一緒に育んでいく場所にしていきたいなというふうに思っているところであります。

最後に、御質問いただきましたようにですね、今ちょっと答弁ありましたけども、小学校についてはそのスフィア基準というものに対して、どこまで対応ができるか。確かにコスト的なこともありますけども、やっぱり避難所として、やっぱり長期、やっぱり避難所としては使うとなると、今言われたように関連

死がつながるというのは聞いておりますから、そういった観点の中で基準を追って計算したときに、収容人数が何人になるかとか、トイレをどういうふうに広くするだとか、そういったことは少し頭の中に入れながらですね、全てをちょっと入れられない部分があるかと思いますけども、そういう観点で少しは計画をしたいというふうに思ってます。

また、ふだんから使っているところをそういう避難所にしたらどうだと、避難所の感覚をどうだろうって話ありました。今まではそういった点でいくと、例えば皆さんのよりどころである集会所に関しても、その耐震化もまだまだ図ってなかったところが、ほぼほぼ九十何%ですよ、全て終わって、まあこれからはそうじゃない部分での改修をちょこちょこしていかなきゃいけないんですけども、いずれにしてもやっぱり命を守る、やっぱり場所、また寄り添える場所ということは、非常にどういうことが起きるかということを、しっかりとやっぱりこう、想定できませんでしたということがないようにすることを大前提で整備していかなきゃいけないというふうに考えています。もうやっぱり、未来を予測できない町は発展しないと思うんですよ。その辺で考えると、災害も同じことだと思いますので、そういったことを本当に知恵を絞ってですね、総合計画の中にまた入れ込んで、またアクションプログラムの中には年度年度の、一遍に何かやろうということがありますが、計画的にやっぱりやっていけるように盛り込んでいけたらというふうに考えております。引き続きですね、そういった観点でやっていきますので、御指導いただければと思います。以上です。

3 番 井 上 ありがとうございます。そういった方向性を持ってですね、やることが、本当に町の定住にもですね、プラスになるというふうに考えますので、よろしく願いをしたと思います。

1点ですね、今、質問といいますか、させていただきます。発言をさせていただきますけど、それは籠場住宅が迷惑施設にならないかという点でございます。それはですね、町長もですね、町もサポートしていくというお言葉がありました。丸投げではなくですね、もうそこにできて、転居をしていただいて生活をしていくところで行政が手を引いちゃうのではなく、やはりサポートして、

じゃあそういった災害とかですね、要支援者の方がいるときには、じゃあこういうふうにもですね、やりましょうよという、それがですね、必要ではないかなというふうには個人的には思います。それがやはり周辺の住民とかですね、自治会の方々が迷惑施設と考えないためにもですね、やはり町側がそこにかかわっていただくということが必要だというふうに思います。

全て含めまして、いろいろな回答いただきましてありがとうございました。できればですね、また来年も防災訓練が終わった後にですね、この辺の関連の一般質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

議

長 以上で受付番号第2号、井上栄一君の一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。なお、休憩中に昼食をとっていただき、午後は1時から再開をいたします。

(11時26分)